



平成20年度

# 情報公開制度及び個人情報保護制度 の実施状況

越谷市情報公開センター

# 目 次

第 1	はじめに	
1	情報公開制度について	1
2	個人情報保護制度について	2
第 2	情報公開制度の実施状況	
1	公開請求の件数及び処理状況	3
2	非公開決定等の理由	5
3	公開請求の内容別件数及び個別の処理状況	5
第 3	個人情報保護制度の実施状況	
1	個人情報取扱事務の状況	3 8
2	保有個人情報の目的外利用等の状況	4 1
3	保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況	4 3
4	不開示決定等の理由	4 5
5	開示請求の内容別件数及び個別の処理状況	4 5
6	保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況	4 5
第 4	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審査会	4 9
2	不服申立ての状況	4 9
3	審査会の開催状況	4 9
第 5	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審議会	5 0
2	審議会の開催状況	5 0
資料		
	越谷市情報公開条例	5 2
	越谷市個人情報保護条例	6 1
	越谷市長が保有する情報の提供に関する規程	7 3

# 第1 はじめに

## 1 情報公開制度について

情報公開制度とは、実施機関が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開する制度です。

この制度は、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、次のとおりです。

- ・ 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- ・ 議会
- ・ 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター、財団法人越谷市施設管理公社

### 制度を利用できる方

どなたでも請求することができます。

### 請求から決定まで

情報公開センターの職員と相談し、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

### 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

### 公開できない場合

公開請求のあった公文書は、公開することを原則としていますが、個人のプライバシーに関する情報などが記録されている場合は、公開できないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

## 2 個人情報保護制度について

個人情報保護制度とは、実施機関が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、実施機関が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、情報公開制度と同じです。

### 制度を利用できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

### 請求から決定まで

開示、訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談のうえ、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

### 開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

### 開示・訂正等ができない場合

開示請求のあった個人情報は、開示することを原則としていますが、開示することにより第三者に不利益を与えるものなど、開示できない情報もあります。また、訂正等の場合も、事実と誤りがあると認められないときなどは、訂正等をしていないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

## 第2 情報公開制度の実施状況

### 1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成20年度の公開請求の件数は44件（平成19年度は37件）で、公開請求の対象となった公文書数は193文書（平成19年度は211文書）でした。なお、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含め、文書不存在等による非公開を除いた公開率は97%（平成19年度は100%）となっています。

また、請求者の区別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況 ( )内は平成19年度

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市長	37	18	39	12	4	73
	(30)	(18)	(12)	(3)	(5)	(38)
教育委員会	4	1	6	0	1	8
	(3)	(0)	(1)	(1)	(2)	(4)
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
公平委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監査委員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農業委員会	0	0	0	0	0	0
	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	2	2	2	0	0	4
	(2)	(2)	(2)	(0)	(0)	(4)
土地開発公社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
越谷コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施設管理公社	1	0	0	0	1	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	44	21	47	12	6	86
	(37)	(20)	(17)	(4)	(7)	(48)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表2 請求者の区分別件数

( )内は平成19年度

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	29 (12)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	0 (5)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0 (2)
市内に存する学校に在学する者	0 (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0 (0)
その他	15 (18)

表3 課別の処理状況

課名		処 理 状 況				
		公開	部分公開	非公開	取下げ	合計
市	秘書課	0	1	0	0	1
	広報広聴課	0	1	0	0	1
	企画課	1	2	0	1	4
	人事研修課	0	1	0	1	2
	契約課	0	3	0	0	3
	資産税課	0	3	0	0	3
	納税課	1	4	2	0	7
	地域活動推進課	0	1	0	0	1
	高齢介護課	0	1	0	0	1
	国民健康保険課	3	5	4	0	12
	市民健康課	0	1	0	0	1
	保育課	0	1	0	0	1
	環境資源課	1	1	0	0	2
	環境保全課	0	0	0	1	1
	治水課	0	0	1	0	1
	市街地整備課	3	6	3	1	13
	開発指導課	6	6	0	0	12
	出納課	3	2	2	0	7
小計	18	39	12	4	73	
教育委員会	総務課	0	1	0	0	1
	指導課	0	2	0	1	3
	学校課	0	1	0	0	1
	生涯学習課	1	1	0	0	2
	体育課	0	1	0	0	1
小計	1	6	0	1	8	

議 会	2	2	0	0	4
施 設 管 理 公 社	0	0	0	1	1
合 計	2 1	4 7	1 2	6	8 6

## 2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表4のとおりです。

表4 非公開又は部分公開の理由

( )内は平成19年度

理 由	件 数
個人に関する情報(第7条第1号)	22 (16)
法人等に関する情報(第7条第2号)	22 (10)
国等との協力関係等に関する情報(第7条第3号)	0 (0)
公共安全等に関する情報(第7条第4号)	16 (3)
審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)	0 (2)
事務又は事業に関する情報(第7条第6号)	5 (1)
法令秘情報(第7条第7号)	0 (2)
存否不回答(第10条)	1 (0)
文書不存在	10 (4)
その他(条例の適用対象外)	1 (0)

1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

## 3 公開請求の内容別件数及び個別の処理状況

公開請求の内容別件数は表5、個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続きによることなく、積極的に情報提供をしています。

また、請求があったものでも、簡易迅速に対応できるときは、情報公開請求を取り下げいただき、速やかな情報の提供に努めています。この場合、個別の処理状況の「備考」欄に情報提供で対応した旨を明記してあります。

表5 公開請求の内容別件数

平成20年度

請 求 内 容	件 数
西大袋土地区画整理事業地内の産業廃棄物に関する文書	9
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	8
国民健康保険税のコンビニ収納に関する文書	7
政務調査費収支報告書	2
固定資産税標準宅地の鑑定評価に関する文書	2
傷害保険の保険証券	2
男女共同参画苦情処理委員による面談内容等に関する文書	2
地理情報システム業務委託契約書	1
土壌汚染対策法に基づく指定区域台帳	1
姉妹都市提携20周年記念贈呈品絵画の購入に関する文書	1
出羽堀の護岸工事に係る仕様書	1
中央市民会館1階の絵画「旭日・希望」の購入に関する文書	1
職員の退職金等に関する文書	1
指定管理者の選定に関する文書	1
教科用図書採択協議会及び教科用図書調査委員会に関する文書	1
こしがや能楽堂の事業実績報告書	1
可燃物収集運搬の委託契約に関する文書	1
中学校の事故報告書	1
越谷市民球場等の設備清掃に関する業務委託契約書	1

(参考)平成19年度

請 求 内 容	件 数
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	8
道路位置指定(変更・廃止)申請書	6
水質汚濁防止法に基づく特定施設一覧等、環境に関する文書	3
中島地区の工業団地に関する文書	3
西大袋土地区画整理事業地内の産業廃棄物に関する文書	3
小中学校補助教員の優先順位等に関する文書	2
農地転用許可申請書等、農地の転用等に関する文書	2
政務調査費収支報告書	2
市議選の選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成に関する契約届け出書	1
消防法に基づく防火対象物に関する文書	1
新築建物等の住居表示に関する文書	1
小中学校のプールの材質、建設(改修)年度等に関する文書	1
(仮称)御殿町公園用地の買収に関する文書	1
霊廟の建設に関する文書	1
越谷駅東口再開発事業の事業経緯等に関する文書	1
自治会長名簿	1



(参考)平成18年度

請 求 内 容	件 数
建築計画概要書等、建築に関する文書	7
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	5
政務調査費収支報告書	5
小中学校補助教員の予算・配置等に関する文書	3
新旧対照表等、住居表示に関する文書	2
分筆登記等、市道の整備に関する文書	2
官民境界査定申請書	2
移転契約書等、土地区画整理事業に関する文書	2
幼稚園施設の増築に係る適合証明書	1
駐車場運営状況等に関する株主総会議案書	1
不動産鑑定評価書	1
政策会議会議録	1

(参考)平成17年度

請 求 内 容	件 数
道路用地買収等、市道の整備に関する文書	9
官民境界査定等、道水路の管理に関する文書	7
職員団体等との労使協定に関する文書	6
交際費出納簿及び交際費支出規定	4
汚染拡散防止計画作成報告書等、環境に関する文書	3
建築計画概要書等、建築に関する文書	3
開発指導要綱に基づく協議書	1
不動産鑑定評価書	1
小学校陸上競技大会実施アンケート	1
姉妹都市提携20周年記念使節団派遣事業に関する文書	1
ゴミ収集に係る予算及び実績に関する文書	1
墓地経営計画協議書	1
特別委員会書記録	1
住居表示台帳	1
所管課から監査委員に提出された文書	1

表6 個別の処理状況(4月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
1	20.4.3 平成19年12月1日から平成20年2月29日までに工事着手届出のあった都市計画法に基づき開発行為許可(変更)申請書のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、位置図、給排水計画図。ただし、印影、戸建住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドの用途を除く。 なお、変更申請がある場合で文書が重複するときは、最終のもの(この場合は、当初許可の申請書を含む)	その他	10		公開			2,000円	490円	市長(開発指導課)	20.4.17	
			2		部分公開	第7条 第4号		400円	90円			
<p>1. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年9月5日第69号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、造成平面図、土地利用計画図、計画図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>2. 開発許可地位承認申請書(承認番号平成20年2月22日第2号)のうち、申請書の部分。ただし、印影を除く</p> <p>3. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年2月21日第142号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>4. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年11月13日第75号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、排水・排水設計計画図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>5. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年1月21日第85号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、案内図、土地利用計画図・造成計画図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>6. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年12月14日第88号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>7. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年12月18日第89号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、付近見取図、給排水計画平面図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>8. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年12月18日第90号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、配置図、平面図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>9. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年12月25日第92号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>10. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年2月21日第103号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、配置図の部分。ただし、印影を除く</p>												
<p>1. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年1月30日第147号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、給水施設計画平面図、排水施設計画平面図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>2. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年12月11日第86号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、案内図、排水施設計画平面図の部分。ただし、印影を除く</p>												
2	20.4.3 報告事項(産廃について、平成15年1月20日)のうち、西大袋土地区画整理事業設計図の土地に係る庭業廃棄物の処理費用がわかる書類	市内の個人	3		公開			0円	625円	市長(市街地整備課)	20.4.16	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
	1. 工事の変更について(伺い)(平成18年9月14日決裁)のうち、起案、案内図、平成17年度工事設計書の表紙・1ページ～5ページ・8ページ～10ページ・12ページ・13ページ、宅地造成平面図(S=1/250・図番1/3)の部分 2. 工事の変更について(伺い)(平成19年7月2日決裁)のうち、起案、案内図、平成18年度工事設計書(変更2回)県単の1ページ～12ページ・29ページ・43ページ・56ページ・81ページ・82ページ・98ページ・107ページの部分 3. 予算執行変更伺書(平成20年2月29日決裁・伝票番号0022948-001)のうち、伺書、案内図、平成19年度工事設計書(変更1回)国補の1ページ～15ページ・56ページ・57ページ・127ページ・128ページ・137ページ、宅地造成平面図(S=1/500・図番16/17)の部分											
3	20.4.3 西大袋土地区画整理地内の201街区の地下に産業廃棄物が埋まっていたことがわかった時期とその存在を知りながら盛土に至った経過が記録されている書類	市内の個人	1	仮換地案個別説明記録書のうち、201街区・平成11年5月14日の部分 (請求の内容のうち、地下に産業廃棄物が埋まっていたことがわかった時期が記録されている書類に該当する公文書)	部分公開	第7条第1号	権利者・相談者の氏名、仮換地案の街区(201街区を除く)・画地	0円	10円	市長 (市街地整備課)	20.4.17	
4	20.4.14 1.西大袋土地区画整理地内における産業廃棄物に関する報告書 2.西大袋土地区画整理地内の大竹1～7番地・31～33番地における産業廃棄物の処理費用がわかる書類 3.西大袋土地区画整理地内の201街区の地下に産業廃棄物が埋まっていたことがわかった時期と産廃が埋まっていたことわかった計画どおりに公園をつくることが記録されている書類	市内の個人	6	請求の内容のうち、地下の産業廃棄物の存在を知りながら盛土に至った経過が記録されている書類に該当するもの	公開			0円	870円			
			1	仮換地案個別説明記録書のうち、201街区・平成11年5月14日の部分 (請求の内容の3のうち、地下に産業廃棄物が埋まっていたことがわかった時期が記録されている書類に該当する公文書)	部分公開	第7条第1号	権利者・相談者の氏名、仮換地案の街区(201街区を除く)・画地	0円	10円	市長 (市街地整備課)	20.4.25	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
	<p>1. 報告事項(産廃について・平成15年1月20日)(請求の内容の1に該当する公文書)</p> <p>2. 予算執行何書(平成15年8月4日決裁・伝票番号0022253-000)のうち、伺書、街路網図、平成15年度単独実施合算設計書の1ページ~4ページ、平成15年度補助実施単独設計書の1ページ・9ページ・10ページ、平面図(S=1/500・図番1/2)の部分</p> <p>3. 予算執行変更伺書(平成17年12月8日決裁・伝票番号0017553-001)のうち、伺書、街路網図、平成17年度変更実施設計書の1ページ~10ページ・19ページ~21ページ、処理工(S=1/300)の部分</p> <p>4. 工事の変更について(伺い)(平成18年9月14日決裁)のうち、起案、案内図、平成17年度変更実施設計書の1ページ~5ページ・9ページ・10ページ・12ページ・13ページ・15ページ・16ページ、宅地造成平面図(S=1/250・図番1/3)、宅地造成平面図(S=1/200・図番2/3)の部分</p> <p>5. 予算執行変更伺書(平成19年3月9日決裁・伝票番号0043302-001)のうち、伺書、案内図、平成18年度工事設計書(変更1回)の1ページ~8ページ・10ページ・11ページ・14ページ・26ページ・28ページ~30ページ、201街区混合廃棄物収集運搬処分量計算書、平面図(S=1/500・図番2/3)の部分</p> <p>6. 予算執行変更伺書(平成20年3月4日決裁・伝票番号0044520-001)のうち、伺書、案内図、平成19年度工事設計書(変更1回)の1ページ~5ページ・7ページ~10ページ・16ページ、平面図(S=1/500・図番1/1)の部分</p> <p>(2から6は、請求の内容の2に該当する公文書)</p>											
5	平成21年度固定資産税標準宅地の評価替えに伴う不動産鑑定評価の参考見積書、本見積書、契約書、鑑定士の選定がわかる書類	その他	3	<p>1. 平成21年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定並びに鑑定評価料に係る見積書の提出依頼について(伺い)(平成19年8月10日決裁)</p> <p>2. 平成21年度土地評価替えに伴う鑑定評価料について(伺い)(平成19年8月30日決裁)</p> <p>3. 予算執行何書(平成19年9月13日決裁・伝票番号0029935-000)</p>	部分公開	第7条 第1号 第2号	<p>・不動産鑑定士の個人印(実印を含む)の印影、生年月日、自宅の郵便番号・住所・電話番号</p> <p>・法人の登記済印の印影</p>	600円	90円	市長 (資産税課)	20.4.28	閲覧後、対象公文書の写しを交付
			1	支出負担行為書(平成19年9月21日決裁・伝票番号0029935-000)	部分公開	第7条 第2号	法人の登記済印の印影	200円	30円	市長 (契約課)	20.4.28	
6	西大袋土地区画整理事業の第7公園の位置について意思決定がなされた書類。ただし、参考図面を除く	市内の個人	1	西大袋地区公共団体等区画整理補助事業基本計画書の協議について(伺い)(平成17年1月17日決裁)。ただし、参考図面(位置図、設計図、市街化予想図)を除く	公開			0円	350円	市長 (市街地整備課)	20.5.1	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
7	20.4.23 西大袋土地区画整理地内の大竹1～7番地・31～33番地に係る「報告書(土壌)」(平成16年12月27日)、「廃棄物マニフェスト」(ただし、「廃棄物マニフェスト」については、各工事につき1件のみ)	市内の個人	5		部分公開	第7条 第4号	計量証明事業者の印影、環境計量士の印影、運搬担当者のサイン・印影、処分担当者のサイン・印影、最終処分確認者の印影	0円	320円	市長 (市街地整備課)	20.5.1	
8	20.4.30 西大袋土地区画整理地内の大竹1～7番地・31～33番地に係る「報告書(土壌)」(平成16年12月27日)、「廃棄物マニフェスト」(ただし、「廃棄物マニフェスト」については、各工事につき1件のみ)	市内の個人	5		部分公開	第7条 第4号	計量証明事業者の印影、環境計量士の印影、運搬担当者のサイン・印影、処分担当者のサイン・印影、最終処分確認者の印影	0円	90円	市長 (市街地整備課)	20.5.8	閲覧後、対象公文書の写しを交付
9	20.4.30 西大袋土地区画整理事業に係る審議会の議事録(平成9年度第1回から平成19年度までの分)	市内の個人	20		部分公開	第7条 第1号 第4号 第6号 オ		0円	530円	市長 (市街地整備課)	20.5.14	閲覧後、対象公文書の写しを交付

1. 報告書(測量業務委託(201街区)・土壌・平成16年12月27日)  
2. 街路築造工事(区6-170号線外2路線)のうち、産業廃棄物管理票(03784341142)建設系廃棄物マニフェストのD・Eの部分  
3. 街路築造工事(区6-99号線外6路線)のうち、産業廃棄物管理票(93519701063)建設系廃棄物マニフェストのD・Eの部分  
4. 盛土整地工事(33街区外3街区)のうち、産業廃棄物管理票(07924902112)建設系廃棄物マニフェストのD・Eの部分  
5. 盛土整地工事(201街区)のうち、産業廃棄物管理票(04225947482)建設系廃棄物マニフェストのD・E(中間処理を含む)、産業廃棄物管理票(04225947515)建設系廃棄物マニフェストのD・Eの部分

1. 報告書(測量業務委託(201街区)・土壌・平成16年12月27日)  
2. 街路築造工事(区6-170号線外2路線)のうち、産業廃棄物管理票(03784341142)建設系廃棄物マニフェストのD・Eの部分  
3. 街路築造工事(区6-99号線外6路線)のうち、産業廃棄物管理票(93519701063)建設系廃棄物マニフェストのD・Eの部分  
4. 盛土整地工事(33街区外3街区)のうち、産業廃棄物管理票(07924902112)建設系廃棄物マニフェストのD・Eの部分  
5. 盛土整地工事(201街区)のうち、産業廃棄物管理票(04225947482)建設系廃棄物マニフェストのD・E(中間処理を含む)、産業廃棄物管理票(04225947515)建設系廃棄物マニフェストのD・Eの部分

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
平成9年度第1回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成9年7月29日	委員の印影、署名							・発言委員の氏名、番号(議長等を除く) ・評議員の住所・生年月日(公表されているものを除く)、委員の住所(大字のみを含む)・電話番号、徴収者の氏名、道路用地等の明け渡し請求事件の相手方の氏名
平成9年度第2回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成9年8月29日								
平成9年度第3回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成10年1月23日								
平成10年度第4回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成10年5月21日								
平成10年度第5回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成10年10月9日								
平成10年度第6回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成11年3月19日								
平成11年度第7回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成11年4月28日								
平成11年度第8回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成12年2月18日								
平成12年度第9回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成12年5月15日								
平成12年度第10回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成12年12月15日								
平成12年度第11回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成13年2月20日								
平成13年度第12回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成13年4月26日								
平成14年度第13回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成14年4月25日								
平成14年度第14回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成14年7月8日								
平成15年度第15回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成15年5月7日								
平成16年度第16回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成16年4月27日								
平成17年度第17回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成17年4月28日								
平成18年度第18回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成18年4月27日								
平成19年度第19回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成19年5月11日								
平成19年度第20回	西大袋土地区画整理審議会	議事録	1	平成19年7月3日								

個別の処理状況(5月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
10 20.5.2	平成21年度固定資産税標準宅地の鑑定評価に係る平成19年度当初予算の要求時における参考見積書	その他	1	見積書(平成18年10月31日・平成21年度固定資産税標準宅地鑑定評価に関する業務委託)	部分公開	第7条第2号	法人の登記済印の印影	200円	10円	市長(資産税課)	20.5.14	
11 20.5.12	櫻村紀元議員の平成15年度から平成17年度までの政務調査費収支報告書。ただし、櫻村議員から提出された書類のみ	市内の個人	1	櫻村紀元議員の辞職に伴う政務調査費収支報告について(伺い)(平成17年10月31日決裁)のうち、収支報告書の部分	公開			0円	50円	議会(議事課)	20.5.21	
			3		部分公開	第7条第1号	領収書に記録された個人の住所、印影	0円	90円			
<p>1. 平成15年度(4・5月分)政務調査費収支報告書の提出について(伺い)(平成15年7月8日決裁)のうち、櫻村紀元議員から提出された収支報告書の部分                  2. 平成15年度(6～3月)政務調査費収支報告書の提出について(伺い)(平成16年3月31日決裁)のうち、櫻村紀元議員から提出された収支報告書の部分                  3. 平成16年度(4～3月)政務調査費収支報告書の提出について(伺い)(平成17年3月31日決裁)のうち、櫻村紀元議員から提出された収支報告書の部分</p>												
12 20.5.14	越谷市で使用しているGISの地番図データの更新を業務委託した際に交わされた業務委託契約書、仕様書(平成18年度から平成20年度までの分)	その他	3	1.平成18年度地理情報システム業務委託契約書(契約番号4183001781) 2.平成19年度地理情報システム業務委託契約書(契約番号4193001005) 3.平成20年度地理情報システム業務委託契約書(契約番号4203000933)	部分公開	第7条第2号	法人の銀行印の印影	600円	470円	市長(資産税課)	20.5.26	
13 20.5.30	越谷市大字船渡における都市計画法の許可等に係る事前相談書とその回答書(平成18年2月15日以前のもの)	市内の個人	2		部分公開	第7条第1号第2号第4号		0円	140円	市長(開発指導課)	20.6.9	閲覧後、対象公文書の写しを交付
<p>1. 都市計画法の許可等に係る事前相談書(平成16年4月19日受付第9号)                  2. 都市計画法の許可等に係る事前相談書(平成17年11月2日受付第123号)</p> <p>・個人の印影(ただし、市の職員、公簿等に記録されているものを除く)                  ・法人・土地家屋調査士等の印影(ただし、公簿等に記録されているものを除く)                  ・売買契約書に記録された売買金額</p>												





請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
16 20.7.17	キャンパルタウン姉妹都市提携20周年記念贈呈品絵画の購入に関する市と美術協会との契約書類のうち、請書と請求書の部分	市内の個人	2	1. 請書(契約番号4163005748・品名 姉妹都市提携20周年記念贈呈品絵画) 2. 支出命令書(平成16年12月1日決裁・伝票番号0045359-001)のうち、請求書の部分	部分公開	第7条第1号	個人の印影	0円	30円	市長(秘書課)	20.7.25	
17 20.7.23	出羽堀(大間野町二丁目番地、蒲生茜町 番地付近)の護岸工事に係る仕様書	市内の個人		出羽堀(大間野町二丁目番地、蒲生茜町 番地付近)の護岸工事に係る仕様書	非公開	不存在				市長(治水課)	20.8.6	関連公文書を提供
18 20.7.31	中央市民会館「階に常設されている絵画「旭日・希望」の作成経過がわかる書類	市内の個人	2	1. 物品購入伺書(平成4年2月6日決裁・品名 絵画「旭日・希望(越谷に昇る太陽)」) 2. 物品購入伺書(平成4年2月24日決裁・品名 額縁)、物品購入依頼書(平成4年2月24日決裁・品名 額縁)	部分公開	第7条第1号第2号	・法人代表者の生年月日 ・法人の取引先名、取引銀行名・支店名 ・法人の登記済印・使用印鑑届における使用印の印影、法人が外部に対して明らかになっているか確認できなかつた印影	0円	480円	市長(地域活動推進課)	20.8.11	

個別の処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
19 20.8.6	平成19年度に越谷市が契約した傷害保険の保険証券。ただし、歳出科目が傷害保険であるもの		1	保険証券(普通傷害保険)平成19年4月25日契約・証券番号0732189581)	部分公開	第7条第2号	法人(社長印を含む)の印影	200円	60円	市長(広報広聴課)	20.8.20	
			1	保険証券(普通傷害保険)平成19年6月22日契約・証券番号8011254373-6)	部分公開	第7条第2号	法人(社長印を含む)の印影	200円	20円	市長(企画課男女共同参画支援センター)	20.8.20	
		その他	1	平成19年度福祉サービス総合補償加入証(証券番号(傷害補償)G53293242・(賠償補償)L04118742・(感染症補償)K75250194)	部分公開	第7条第2号	法人の印影	200円	20円	市長(高齢介護課)	20.8.20	
			2	1.普通傷害保険証券(平成19年6月8日契約・証券番号5347802569) 2.普通傷害保険(平成19年4月16日契約・証券番号H61575107)	部分公開	第7条第2号	法人(社長印を含む)の印影	400円	40円	市長(市民健康課)	20.8.20	
			1	普通傷害保険証券(平成20年3月10日契約・証券番号5353042934)	部分公開	第7条第2号	法人(社長印を含む)の印影	200円	20円	市長(保育課)	20.8.20	
20 20.8.6	平成19年度に越谷市が契約した傷害保険の保険証券。ただし、歳出科目が傷害保険であるもの		1	公民館総合補償制度加入証書(写)(加入証書作成日平成19年5月9日・加入番号7110095)	部分公開	第7条第2号	法人の印影	200円	20円	教育委員会(総務課科学技術体験センター)	20.8.19	
		その他	2	1.傷害保険証券(普通傷害保険)平成19年4月9日契約・証券番号C177018760) 2.OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE(海外旅行総合保険)平成19年8月30日契約・証券番号8290312975)	部分公開	第7条第2号	・法人(社長印を含む)の印影 ・社長の署名	400円	40円	教育委員会(指導課)	20.8.18	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容				公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
			1	傷害保険証券(普通傷害保険)平成19年4月13日契約・証券番号AF71616907)	部分公開	第7条第2号	法人(社長印を含む)の印影	200円	20円	教育委員会(学校課)	20.8.18		
			2	1.公民館総合補償制度加入証書(加入証書作成日平成19年5月10日・主票番号8110025) 2.賠償責任保険証券(平成19年4月26日契約・証券番号AF60004433)	部分公開	第7条第2号	法人(社長印を含む)の印影	400円	320円	教育委員会(生涯学習課)	20.8.18		
			3	1.傷害保険証券((普通傷害保険)平成19年4月4日契約・証券番号C177018754) 2.傷害保険証券((普通傷害保険)平成19年4月6日契約・証券番号C177018757) 3.傷害保険証券((普通傷害保険)平成19年4月6日契約・証券番号C177018758)	部分公開	第7条第2号	法人(社長印を含む)の印影	600円	60円	教育委員会(体育課)	20.8.19		
21	今野忠雄議員の平成17年度から平成19年度までの政務調査費収支報告書。ただし、会派分、他の議員から提出された部分を除く	その他	3	平成19年度(6~3月分)政務調査費収支報告書(議員)の提出について(伺い)(平成20年4月30日決裁)のうち、起案、送付文書、今野忠雄議員から提出された収支報告書の部分	公開		議員の銀行印の印影	600円	270円	議会(議事課)	20.8.27		
			1		部分公開	第7条第1号		200円	190円				
1.平成17年度(4~3月)政務調査費収支報告書の提出について(伺い)(平成18年4月24日決裁)のうち、起案、送付文書、今野忠雄議員から提出された収支報告書の部分 2.平成18年度政務調査費収支報告書(議員)の提出について(伺い)(平成19年5月11日決裁)のうち、起案、送付文書、今野忠雄議員から提出された収支報告書の部分 3.平成19年度(4・5月分)政務調査費収支報告書(議員)の提出について(伺い)(平成19年5月24日決裁)のうち、起案、送付文書、今野忠雄議員から提出された収支報告書の部分													



請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
1. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年6月2日第22号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	案内図、	配置図の部分。ただし、	印刷を除く						
2. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年6月5日第24号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	案内図、	土地利用計画図の部分。ただし、	印刷を除く						
3. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年6月6日第26号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	付近見取図、	土地利用計画図の部分。ただし、	印刷を除く						
4. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年7月22日第35号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	案内図、	土地利用計画図の部分。ただし、	印刷を除く						
5. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年6月23日第36号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	案内図、	土地利用計画図の部分。ただし、	印刷を除く						
6. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年6月24日第37号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	案内図、	土地利用計画図の部分。ただし、	印刷を除く						
7. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年6月25日第38号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	案内図、	土地利用計画図の部分。ただし、	印刷を除く						
8. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年6月27日第40号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	付近見取図、	土地利用計画図の部分。ただし、	印刷を除く						
9. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年7月23日第41号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	案内図、	土地利用計画図の部分。ただし、	印刷を除く						
10. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年7月23日第42号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	案内図、	土地利用計画図の部分。ただし、	印刷を除く						
11. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年7月11日第44号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	案内図、	造成計画平面図の部分。ただし、	印刷を除く						
12. 開発行為許可申請書	(許可番号平成20年7月23日第58号)のうち、	申請書、	設計説明書(裏面を除く)、	案内図、	土地利用計画図の部分。ただし、	印刷を除く						

個別の処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
24	本年9月議会において、矢部都市整備部長が「平成12年に西大袋土地区画整理地内の当該地について掘削をして、そのとき3メートルほどの埋設物がある」ということが判明しております」と発言した根拠書類	市内の個人								市長 (市街地整備課)		20.10.15 取下げ (情報提供 で対応)
25	平成20年8月1日から平成20年9月30日までに開発許可のあった都市計画法に基づく開発行為許可(変更)申請書のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、位置図、給排水計画図。ただし、印影、戸建住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドの用途を除く。 なお、変更申請がある場合で文書が重複するときは、最終のもの(この場合は、当初許可の申請書を含む)	その他	7		公開			1,400円	310円	市長 (開発指導課)	20.11.4	
	1. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年8月21日第57号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く 2. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年8月21日第59号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く 3. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年8月21日第60号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く 4. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年8月22日第74号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、配置図の部分。ただし、印影を除く 5. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年9月10日第78号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、概要・案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く 6. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年9月19日第80号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、付近見取図、配置図(土地利用計画図)の部分。ただし、印影を除く 7. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年9月30日第90号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、配置図の部分。ただし、印影を除く		3		部分公開 第7条 第4号	間取り	600円	130円				
	1. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年8月25日第75号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く 2. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年9月4日第76号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く 3. 開発行為許可申請書(許可番号平成20年9月22日第79号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
26 20.10.28	1. 公の施設に係る指定管理者候補者の選定について(答申)(平成20年9月29日)のうち、2越谷市男女共同参画支援センターの選考結果の部分 2. 越谷市男女共同参画支援センターの指定管理者について(報告)(平成20年9月2日)起案・平成20年9月4日(決裁)のうち、男女共同参画こしがや共朗生(ともろう)から提出された申請書類の部分	市内の個人	1	公の施設に係る指定管理者候補者の選定について(答申)(平成20年9月29日)のうち、2越谷市男女共同参画支援センターの選考結果の部分	公開			0円	20円	市長 (企画課 男女共同参画 支援センター)	20.11.11	
越谷市男女共同参画支援センターの指定管理者について(報告)(平成20年9月2日)起案・平成20年9月4日(決裁)のうち、男女共同参画こしがや共朗生(ともろう)から提出された申請書類(指定管理者指定申請書、誓約書、同意書、事業計画書、収支予算書、会則、申立書)の部分			1		部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	0円	740円				<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者指定申請書のうち、連絡担当者の電話番号、団体の代表者の印影</li> <li>誓約書のうち、連絡担当者の電話番号、団体の代表者の印影</li> <li>同意書のうち、連絡担当者の電話番号、団体の代表者の印影</li> <li>事業計画書のうち、作成者の電話番号・ファックス番号・メールアドレス、構成員の経歴・男女共同参画に携わった職歴、氏のメールアドレス、自主事業の額、人件費(賃金)の額、社保・雇用保険等の額、資金算定の参考とした越谷市職員の職名・職務級・月額等、見積書に記載された法人の印影</li> <li>会則のうち、会員の住所・郵便番号、年会費の額、平成20年度男女共同参画こしがや共朗生(ともろう)収支計画書の額</li> <li>申立書のうち、連絡担当者の電話番号</li> <li>収支予算書のうち、指定予定期間内の収支計画の額(年度ごと・全体)、21年度ほっと越谷事業費内訳(支出)の額・袋数等、見積書の額</li> </ul>

個別の処理状況(11月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
27 20.11.17	平成20年度第14採択地区小学校教科用図書採択協議会、教科用図書調査委員会の資料	その他								教育委員会(指導課)		20.11.18 取下げ
28 20.11.17	平成19年度こしがや能楽堂事業実績報告書	市内の個人	1	事業報告書の受理について(報告)(平成20年5月30日決裁)	公開			0円	50円	教育委員会(生涯学習課)	20.12.1	閲覧後、対象公文書の写しを交付
29 20.11.17	大房が対象になっている可燃物収集運搬委託契約に係る予算執行何書、業者選考・見積開札記録書、支出負担行為書	市内の個人	1	予算執行何書(伝票番号0000315-000・平成20年3月19日決裁)	公開			0円		市長(環境資源課)	20.12.1	閲覧後、対象公文書の写しを交付
			1	支出負担行為書(契約締結同)(伝票番号0000315-000・平成20年4月1日決裁)	部分公開	法人の印影	第7条 第4号	0円	20円			



個別の処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
30	20.12.5 事故報告書(平成20年5月中学校校分)	市内の個人	5		部分公開	第7条第1号	0円	130円	教育委員会(指導課)	20.12.19		

1. 児童生徒事故速報(越谷市立 中学校、報告年月日平成20年 月 日)
2. 児童生徒事故報告速報(越谷市立 中学校、報告年月日平成20年 月 日)
3. 児童生徒事故報告の提出について(伺い)(平成20年7月4日決裁)のうち、起案、児童生徒事故報告書(平成20年5月12日越谷市立 中学校)の部分
4. 児童生徒事故報告書( 中第19号平成20年5月8日)
5. 生徒事故報告(越 中発第31号平成20年5月22日)

- ・対象公文書のうち、次に掲げるもの
  - ・簡易処理票の起案日(年を除く)
  - ・報告年月日(年を除く)、学校名(「越谷市立」、校種を除く)、報告者の氏名
  - ・「1 事故の種類」
  - ・「2 発生年月日」のうち、月日、曜日、時刻
  - ・「3 発生場所」
  - ・「4 学校名」のうち、学校名(「越谷市立」、校種を除く)、校長の氏名
  - ・「5 事故者」のうち、加害者・被害者の氏名、年齢、学年、性別、生年月日
  - ・「6 事故の内容」のうち、事故の状況、時刻、加害者・被害者の氏、診断結果
  - ・「7 対応の状況」のうち、月日、曜日、事故発生日の時刻、加害者・被害者・教職員の氏、事故の状況、けが等の状況
- ・対象公文書の2のうち、次に掲げるもの
  - ・簡易処理票の起案日(年を除く)
  - ・報告年月日(年を除く)、学校名(校種を除く)、報告者の氏名
  - ・「1 事故の種類」
  - ・「2 発生年月日」のうち、月日、曜日、時刻
  - ・「3 発生場所」
  - ・「4 校長名」
  - ・「5 事故者」のうち、生徒の氏名、学年、組、年齢
  - ・「6 事故の内容」のうち、月日、曜日、時刻、事故の状況、病院名、診断結果
  - ・「7 対応の状況」のうち、月日、曜日、診断結果
  - ・「10 受診日時」のうち、月日、曜日
- ・対象公文書の3のうち、次に掲げるもの
  - ・起案の学校名(「越谷市立」、校種を除く)、事故の種類
  - ・学校名(「越谷市立」、校種を除く)、公印の印影、校長の氏名
  - ・「1 事故の種類」
  - ・「2 事故の発生日時」のうち、月日、曜日、時刻
  - ・「3 事故の発生場所」
  - ・「4 事故者の氏名・年齢・性別・学年等」のうち、生徒の氏名・年齢・性別・学年、保護者の氏名・住所
  - ・「5 事故の相手方当事者の氏名・年齢・性別・現住所等」のうち、相手方当事者名、住所等
  - ・「7 事故の概要」
  - ・「8 学校の対応」のうち、月日、家庭訪問の時刻、事故後の状況の一部、新聞名・掲載面

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象公文書の4のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校名「越谷市立」、校種を除く)、公印の印影、学校長の氏名、文書記号の学校名(校種を除く)</li> <li>・「1 事故の種類」</li> <li>・「2 事故発生日時」のうち、月日、曜日、時刻</li> <li>・「3 事故発生の場所」</li> <li>・「4 事故者の氏名・年齢・性別・学年等」のうち、生徒の氏名・年齢・性別・学年、保護者の氏名・住所</li> <li>・「5 事故の相手方」</li> <li>・「6 負傷・損害等の程度」</li> <li>・「7 事故の概要」</li> <li>・「8 学校の対応」のうち、事故発生日の時刻、職員室に連絡した生徒・保健室に搬送した職員の記録の一部、けがの状況、病院名、診断結果、関係機関(消防、警察、病院、越谷市教育委員会、PTAを除く)の名称、学年主任の学年、全校朝会の事故報告内容、学年集会の学年、担任指導の学年、指導内容</li> <li>・「9 事故関係者の意見」</li> <li>・「10 その他」のうち、月日、関係機関(市教委を除く)の名称、今後の対応内容</li> </ul> </li> <li>・「別紙参考資料」の「学校の対応」以外の部分</li> <li>・「別紙参考資料」の「学校の対応」の関係機関の名称・連絡内容、の関係機関(越谷市教育委員会を除く)の名称、月日、学校内での対応の一部</li> </ul>										
31	20.12.10 男女共同参画苦情処理委員が記録した面談内容(平成19年12月27日申出受理に係るもの)	市内の個人									20.12.19 取下げ
32	20.12.10 男女共同参画苦情処理委員の報酬を証するもの	市内の個人									20.12.19 取下げ

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
33 20.12.19	西大袋土地区画整理地内の201街区の地下に産業廃棄物が埋まっていたことがわかった時期とその存在を知りながら盛土に至った経過が記録されている書類	市内の個人	1	仮換地案個別説明記録書のうち、201街区・平成11年5月14日の部分 (請求の内容のうち、地下に産業廃棄物が埋まっていたことがわかった時期が記録されている書類に該当する公文書)	部分公開	第7条 第1号	権利者・相談者の氏名、仮換地案の街区(201街区を除く)・画地	0円	10円	市長 (市街地整備課)	20.12.25	
				請求の内容のうち、地下の産業廃棄物の存在を知りながら盛土に至った経過が記録されている書類に該当するもの	非公開	不存在						

個別の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
34	21.1.8 1.開発行為等事前協議書(平成20年9月9日受付番号G36) 2.公共施設整備等協定書(平成20年11月11日No.20-157)のうち、近隣説明等報告書の部分。ただし、標識設置関係、説明資料(レクセル)を除く	市内の個人	2	1.開発行為等事前協議書(平成20年9月9日受付番号G36) 2.公共施設整備等協定書(平成20年11月11日No.20-157)のうち、近隣説明等報告書の部分。ただし、標識設置関係、説明資料(レクセル)を除く	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号		0円	605円	市長 (開発指導課)	21.1.22	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発者・土地所有者・設計者(代理人)の印影</li> <li>・法人担当者の携帯電話番号</li> <li>・配置・1階平面図の間取り</li> <li>・2階平面図、3階平面図、4階平面図、5階平面図、6階平面図、7階平面図、8階平面図、南・西立面図、北・東立面図、断面図</li> <li>・対象公文書の2のうち、第3号様式に記録されている個人の番号(事業主の所見欄を含む)・住所・氏名・意見、使用用途区分、添付資料 に記録されている個人の番号・氏・意見(要望)</li> </ul>												
35	21.1.13 平成20年10月1日から平成20年12月31日までに開発許可のあった都市計画法に基づく開発行為許可(変更)申請書のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、位置図、給排水計画図。ただし、印影、戸建住宅・宅地分譲・コンビニ・方ソリンススタンドの用途を除く。 なお、変更申請がある場合で文書が重複するときは、最終のもの(この場合は、当初許可の申請書を含む)	その他	5  1	開発行為許可申請書(許可番号平成20年11月26日第115号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、総合構図の部分。ただし、印影を除く	公開  部分公開			1,000円	220円  50円	市長 (開発指導課)	21.1.22	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1.開発行為許可申請書(許可番号平成20年10月21日第87号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図・給排水施設計画図の部分。ただし、印影を除く</li> <li>2.開発行為許可申請書(許可番号平成20年10月27日第100号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く</li> <li>3.開発行為許可申請書(許可番号平成20年11月21日第105号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く</li> <li>4.開発行為許可申請書(許可番号平成20年11月17日第108号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く</li> <li>5.開発行為許可申請書(許可番号平成20年12月22日第125号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く</li> </ul>												

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	理由	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名			非公開部分	手数料	複写料金				
36	21.1.26 1.国民健康保険税の収納手続(コンビニ、銀行)の流れがわかる書類 2.コンビニ、銀行から送られてくる納付データがわかる書類 3.2のデータの送付者の名前、送付単位(1日、1か月など)がわかる書類 4.平成19年10月19日納付分のデータの突合せ方法とその結果がわかる書類 5.平成19年10月19日納付分の収納金データの流れがわかる書類 6.平成19年10月19日納付分の収納データ一覧 7.委託業者との契約内容がわかる書類 8.平成19年10月19日のセブンイレブン収納分の振込金データ一覧 9.平成19年10月19日午前11時57分ごろの通番の納付個人 10.納付金の電子データ(コンビニ、銀行)の保存場所、閲覧場所がわかる書類 11.平成19年10月19日午後11時57分ごろの納付金データ(コンビニ、銀行) 12.平成20年7月7日の市長への手紙に対する回答文の決裁文書 13.9の納付済通知書の市控え 14.平成19年10月19日のレジチャールの写し 15.平成20年1月のセブンイレブン(本部、店)とのやりとりメモ 16.市とNITデータとのやりとりの質問文と回答文 17.平成20年7月7日の市長への手紙に対する回答文書の調整内容がわかる書類	市内の個人	3	1.委託契約書(収納データ等作成委託(単価契約)、契約日平成20年4月1日、受注者AGS株式会社) (請求の内容の3、7に該当する公文書) 2.越谷市税等コンビニ収納業務委託契約書(契約日平成20年4月1日、受注者株式会社エヌ・ティ・ティ・データ) (請求の内容の7に該当する公文書) 3.委託契約書(国民健康保険徴収支援システム電算業務委託、契約日平成20年4月1日、受注者株式会社アイネス公共営業本部) (請求の内容の10のうち、保存場所がわかる書類に該当する公文書)	部分公開	第7条 第4号	法人の印影	0円	300円	市長 (契約課)	21.2.9		
			2	1.金融機関収納から消込みまでの流れ及びコンビニ収納から消込みまでの流れ (請求の内容の1、5に該当する公文書) 2.平成20年度事務分担表(国民健康保険課) (請求の内容の21に該当する公文書)	公開			0円	50円				閲覧後、対象公文書の写しを交付
			2	1.総合行政システム(収納管理)から出力した国民健康保険税収納消込データ (平成19年10月19日分) (請求の内容の2、6に該当する公文書) 2.コンビニ収納代行サービスシステムから出力した国民健康保険税収納データ(平成19年10月19日セブンイレブン収納分確認) (請求の内容の8に該当する公文書)	部分公開	第7条 第1号 第6号 オ	通知書番号、納付書区分、納付区分、分納回数、納付額、延滞金、支払金額	0円	350円	市長 (国民健康保険課)	21.2.6		

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	18.平成20年10月14日の市長への手紙に対する回答文書の調整内容がわかる書類 19.行政処分までの流れがわかる書類(一般的なもの、今回(平成20年10月14日)のもの) 20.平成20年7月7日・平成20年10月14日の回答書・処分書の保存場所がわかる書類 21.処分書を作成する職員の出発方法、人数がわかる書類 22.埼玉りそな銀行越谷支店のやりとりメモ 23.平成19年10月19日の納付データの変更の可否、変更の方法、変更履歴が残るかがわかる書類		1	請求の内容の9、10の一部(閲覧場所がわかる書類)、11~20、22、23に該当するもの	非公開	存在不 回答 不存在 その他 (対象 外)						
			2	1.平成19年度収入小票(納入者カ)エヌティティデータコンビニシユウノウダイコウサービスグチ)のうち、平成19年10月19日納付分 2.平成19年度コンビニ収納金明細書のうち、平成19年10月19日納付分 (1と2は、請求の内容の4のうち、その結果がわかる書類に該当する公文書)	公開		0円	40円		市長 (出納課)	21.2.9	閲覧後、対象公文書の写しを交付
			2	1.平成19年度収支内訳表のうち、平成19年10月19日分 2.平成19年度越谷市収入金送金日報(市報告用)のうち、平成19年10月19日送金分 (1と2は、請求の内容の4のうち、その結果がわかる書類に該当する公文書)	部分公開	第7条 第4号	0円	370円				
				請求の内容の4のうち、データの突合せ方法がわかる書類に該当するもの	非公開	不存在						
37	21.1.30 1.平成20年度越谷市民球場の設備清掃に関する業務委託契約書 2.平成20年度越谷市立総合体育館の設備清掃に関する業務委託契約書	その他								施設管理公社 (管理業務課)		21.2.6 取下げ (情報提供 で対応)

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
38	21.2.16 1.領収済通知書のバーコード、OCRの番号の意味がわかる書類 2.平成20年1月9日、平成20年7月23日のセブンイレブンの振込データの速報(時間順) 3.平成19年10月19日のセブンイレブンの振込データの速報一覧 4.平成19年10月19日のセブンイレブンの振込データの速報取消一覧	市内の個人	2	1.詳細設計書 (請求の内容の1のうち、バーコードの番号の意味がわかる書類に該当する公文書) 2.OCR日計処理OCR読取り処理の仕様について (請求の内容の1のうち、OCRの番号の意味がわかる書類に該当する公文書)	公開			0円	30円	市長 (国民健康保険課)	21.3.2	閲覧後、対象公文書の写しを交付
39	21.2.16 国民健康保険税セブンイレブンの振込分(平成19年10月)	市内の個人	1	コンピニ収納代行サービスシステムから出力した国民健康保険税収納データのうち、請求の内容の2、3に該当する部分 請求の内容の4に該当するもの	部分公開 非公開	第7条第1号第6号才 不存在	通知書番号、金額種別、納付書区分、支払金額	0円	90円	市長 (国民健康保険課)	21.3.2	閲覧後、対象公文書の写しを交付
40	21.2.25	市内の個人	2	1.委託契約書(収納データ等作成委託(単価契約)、契約日平成19年4月1日、受注者AGS株式会社) (請求の内容の23に該当する公文書) 2.委託契約書(国民健康保険徴収支援システム電算業務委託、契約日平成19年4月1日、受注者株式会社アイネス公営業第一部) (請求の内容の25に該当する公文書)	部分公開	第7条第4号	法人の印影	0円	140円	市長 (契約課)	21.3.11	閲覧後、対象公文書の写しを交付

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
			2	1. 指定金融機関/収納代理金融機関一覧表 (請求の内容のうち、8の1部(収納消込データ一覧のコード番号表(銀行分))、15、20に該当する公文書) 2. コンビニ店舗コード一覧表 (請求の内容のうち、8の1部(収納消込データ一覧のコード番号表(コンビニ分))、16、21に該当する公文書)	公開			0円	100円		21.3.11	閲覧後、対象公文書の写しを交付
			2	1. 越谷市収納金の預金口座振替の取扱いに関する協定書(協定日平成15年4月1日、相手方株式会社埼玉りそな銀行) (請求の内容の22に該当する公文書) 2. 越谷市税等コンビニ収納業務委託契約書(契約日平成19年4月1日、受注者株式会社エヌ・ティ・エイ・データ) (請求の内容の24に該当する公文書)	部分公開	第7条 第4号	法人の印影	0円	170円	市長 (納税課)		
			1	コンビニ収納代行サービス端末操作説明書Ver3.02(株式会社NTTデータ) (請求の内容の12に該当する公文書)	非公開	第7条 第2号						
			1	コンビニ収納代行サービスセンターサービス仕様書Ver2.03のうち、7ページの部分 (請求の内容の2、3、10、13に該当する公文書)	部分公開	第7条 第1号	設計者の氏	0円			21.3.27	21.3.11 公開決定等の期間延長



請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
			2	1. 詳細設計書 (請求の内容の4に該当する公文書) 2. Web収納システム納付書取り込みインターフェイス編集(市税コンビニ収納確認データ分) (請求の内容の14、17に該当する公文書)	公開			0円	20円			
			2	1. コンビニ収納代行サービスシステムから出力した国民健康保険税収納データのうち、請求の内容の1の一部に該当する部分 2. 総合行政システム(収納管理)から出力した国民健康保険税収納消込データのうち、請求の内容の1の一部に該当する部分	部分公開	第7条 第1号 第6号 才	通知書番号、金額種別、納付書区分、納付区分、支払金額、分納回数、納付額、延滞金	0円	11,650円	市長 (国民健康保険課)	21.3.11	閲覧後、対象公文書の写しを交付
					非公開	不存在						

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
			4	<p>1.平成19年度コンビニ収納金明細書のうち、請求の内容の1の一部に該当する部分</p> <p>2.平成20年度コンビニ収納金明細書のうち、請求の内容の1の一部に該当する部分</p> <p>3.平成19年度収入小票(納入者カ)エヌティイデータコンビニエンスユウノウダイコウサービスグチ)のうち、請求の内容の1の一部に該当する部分</p> <p>4.平成20年度収入小票(納入者カ)エヌティイデータコンビニエンスユウノウダイコウサービスグチ)のうち、請求の内容の1の一部に該当する部分</p>	公開		0円	380円			
			5	<p>1.平成19年度越谷市収入金送金日報(市報告用)のうち、請求の内容の1の一部に該当する部分</p> <p>2.平成20年度越谷市収入金送金日報(市報告用)のうち、平成20年7月23日送金分(請求の内容の1の一部に該当する公文書)</p> <p>3.平成19年度収支内訳表のうち、請求の内容の1の一部に該当する部分</p> <p>4.平成20年度収支内訳表のうち、平成20年7月23日分(請求の内容の1の一部に該当する公文書)</p> <p>5.越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書(契約日平成14年9月20日、受注者株式会社あさひ銀行)(請求の内容の22に該当する公文書)</p>	部分公開	第7条 第4号	0円	10,290円	市長 (出納課)	21.3.11	閲覧後、対象公文書の写しを交付
					非公開	不存在					

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	<p>1. 国民健康保険税の納付に係る下記の書類について、納付日(平成19年10月19日、平成20年1月9日、平成20年2月8日、平成20年3月5日、平成20年4月5日、平成20年7月23日)、納付場所(「セブインレプラン」、「ファミリーマート」、「セブインレプラン」以外のコンビニ、「コンビニ」、「銀行」、「コンビニ」、「コンビニ」、「越谷市役所内の埼玉りそな銀行派出所」、「越谷市役所内以外の埼玉りそな銀行」、「三菱東京UFJ銀行」)ごとにそれぞれ区分したものを納付データの一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付データの変更履歴の一覧</li> <li>・収納金データの一覧</li> <li>・収納金データの変更履歴の一覧</li> <li>・収入役口座入金の変更履歴の一覧</li> <li>・収入役口座入金の変更履歴の一覧</li> <li>・収納金の領収書</li> <li>・納付の突合せ結果(一致データ)の一覧</li> <li>・納付の突合せ結果(不一致データ)の一覧</li> <li>・納付の突合せ結果の変更履歴の一覧</li> <li>・納付で消込みができたデータの一覧</li> <li>・納付で消込みができたデータの変更履歴の一覧</li> <li>・納付で消込みができなかったデータの一覧</li> </ul> <p>2. コンビニ納付の場合、収納データはどこで入力したものがわかる書類</p> <p>3. コンビニ納付の場合、収納金データはどこで入力したものがわかる書類</p> <p>4. 国民健康保険税の納付書に記載されたバーコードの数字の意味がわかる書類</p> <p>5. 「コンビニ収納から消込みまでの流れ」のプリントの内容を作るのに用いた書類</p> <p>6. コンビニ収納分の収入小票と収納金明細書の突合せ手順がわかる書類</p> <p>7. 「金融機関収納から消込みまでの流れ」のプリントの内容を作るのに用いた書類</p> <p>8. 埼玉りそな銀行の派出所名一覧と収納消込データ一覧のコード番号表</p> <p>9. 「突合せはコンビニ別に行う。セブインレプランとそれ以外のコンビニでは締切が違う」という説明が載っている書類</p> <p>10. バーコードは店舗でしか読み込んでいないことがわかる書類</p> <p>11. 「コンビニ収納で、セブインレプランだけはデータが単独で送られてくる。他のコンビニはまとめて送られてくる」という説明が載っている書類</p> <p>12. 市で使っているコンビニ収納に係るパッケージソフトの名称がわかる書類、操作マニュアル</p> <p>13. 速報データと確報データを誰がどこで作成するのかわかる書類</p> <p>14. 歳入歳出日計事務に係る収納消込データのフィールド名(項目)の説明が載っている書類</p> <p>15. 歳入歳出日計事務に係る収納消込データの金融機関コードが載っている書類</p> <p>16. 歳入歳出日計事務に係る収納消込データのコンビニコードが載っている書類</p> <p>17. 歳入歳出日計事務に係る収納消込データのOCRナンバーの付け方がわかる書類</p> <p>18. 歳入歳出日計事務に係る収納消込データの並替えが可能なフィールドがわかる書類</p> <p>19. 「AGSから送付されるデータを展開できるソフトにおいて、納付者通知番号を入力するとその納付者のレコードを検出できる」という説明が載っている書類</p> <p>20. 国民健康保険税と歳入歳出日計事務に係る収納消込データの銀行コードの対応表</p> <p>21. 国民健康保険税と歳入歳出日計事務に係る収納消込データのコンビニコードの対応表</p> <p>22. 平成19年度の国民健康保険税の収納に関する埼玉りそな銀行との契約書(納付書のとおりまとめ業務に係るもの)</p> <p>23. 平成19年度の国民健康保険税の収納に関する委託契約書(収納データ等作成委託)</p> <p>24. 平成19年度の国民健康保険税の収納に関する越谷市税等コンビニ収納業務委託契約書(受注者株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)</p> <p>25. 平成19年度の国民健康保険税の収納に関する委託契約書(国民健康保険徴収システム電算業務委託)</p> <p>26. 平成19年度の国民健康保険税の収納に関するセブインレプランとの契約書</p>											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求の内容の1のうち、次に掲げるもの</li> <li>納付データのうちの、納付場所が「銀行」、「コンビニ、銀行」、「コンビニ、銀行」、「越谷市役所内の埼玉りそな銀行派出所」、「越谷市役所内以外の埼玉りそな銀行派出所」、「三菱東京UFJ銀行」のもの</li> <li>納付データの變更履歴の一覧。ただし、納付日が平成19年10月で、納付場所が「セブンイレブン」、「セブンイレブン以外のコンビニ」、「コンビニ」のものを除く</li> <li>収納金データの一覧のうち、納付場所が「銀行」、「コンビニ、銀行」、「越谷市役所内の埼玉りそな銀行派出所」、「越谷市役所内以外の埼玉りそな銀行派出所」、「三菱東京UFJ銀行」のもの</li> <li>収納金データの變更履歴の一覧</li> <li>納付で消込みができたデータのー覧。ただし、納付場所が「コンビニ、銀行」のものを除く</li> <li>納付で消込みができたデータの変更履歴の一覧</li> <li>納付で消込みができなかったデータのー覧</li> <li>請求の内容の5、7、9、11、18、19、26に該当するもの</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求の内容の1のうち、次に掲げるもの</li> <li>収入役口座入金の一覧のうち、納付場所が「セブンイレブン」、「ファミリーマート」、「セブンイレブン以外のコンビニ」、「銀行」(平成20年4月5日分のみ)、「越谷市役所内の埼玉りそな銀行派出所」(平成20年4月5日分のみ)、「越谷市役所内以外の埼玉りそな銀行派出所」、「埼玉りそな銀行」(平成20年4月5日分のみ)のもの</li> <li>収入役口座入金の変更履歴の一覧</li> <li>収納金の領収書のうち、納付場所が「セブンイレブン」、「ファミリーマート」、「セブンイレブン以外のコンビニ」、「銀行」(平成20年4月5日分のみ)、「越谷市役所内の埼玉りそな銀行派出所」(平成20年4月5日分のみ)、「三菱東京UFJ銀行」(平成20年4月5日分のみ)のもの</li> <li>納付の突合せ結果(一致データ)の一覧</li> <li>納付の突合せ結果(一致しなかったデータ)の一覧</li> <li>納付の突合せ結果の変更履歴の一覧</li> <li>請求の内容の6、8の一部(埼玉りそな銀行の派出所名一覧)に該当するもの</li> </ul>										

個別の処理状況(3月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
41	平成21年1月1日から平成21年2月28日までに関発許可のあった都市計画法に基づく開発行為許可(変更)申請書のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、位置図、給排水計画図。ただし、印影、戸建住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドの用途を除く。 なお、変更申請がある場合で文書が重複するときは、最終のもの(この場合は、当初許可の申請書を含む)	その他	5	公開	公開			1,000円	180円	市長 (開発指導課)	21.3.18	
41	1. 開発行為許可申請書(許可番号平成21年1月21日第122号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く 2. 開発行為許可申請書(許可番号平成21年1月5日第126号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図の部分。ただし、印影を除く 3. 開発許可事項変更届出書(受付番号平成21年2月27日第4号)のうち、届出書、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く 4. 開発行為許可申請書(許可番号平成21年2月20日第137号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、配置図(土地利用計画図)の部分。ただし、印影を除く 5. 開発行為許可申請書(許可番号平成21年2月20日第144号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図の部分。ただし、印影を除く											
42	1. NTTデータから送られてくる1日分のデータのファイル構成がわかる書類 2. 1のデータファイルのヘッドレコードのフィールド項目がわかる書類 3. 1のデータファイルのトレールレコードのフィールド項目がわかる書類 4. 1のデータファイルのエンドレコードのフィールド項目がわかる書類	市内の個人	1	部分公開	第7条 第1号 第2号			0円		市長 (納税課)	21.3.31 21.7.3 (変更決定)	21.3.23 公開決定等の期間延長 21.5.7 第三者から異議申立て 21.5.11 公開の実施の停止 21.7.9 異議申立ての取下げ

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
43 21.3.31	1. コンビニ収納において、NTTデータから送られてくる速報データ・確認データのヘッダレコード、データレコード、トレードレコード、エンドレコード(平成19年10月1日～平成19年11月30日、平成20年1月9日、平成20年2月1日、平成20年3月5日、平成20年4月5日、平成20年7月23日の分。ただし、1日単位のもの) 2. 金融機関の領収済通知書をAGSがOCRで読み込んだ時のデータ(平成19年10月1日～平成19年11月30日、平成20年1月9日、平成20年2月1日、平成20年3月5日、平成20年4月5日、平成20年7月23日の分。ただし、1日単位のもの) 3. コンビニ収納代行サービスセンターサービス様書の文書 4. 平成20年度国民健康保険課の文書収受票送簿のうち、越国保第1570号を採番した部分	市内の個人	1	コンビニ収納代行サービスセンターサービス仕様書Ver2.03(請求の内容の3に該当する公文書)	部分公開	第7条 第1号 第2号	0円	190円	市長 (納税課)	21.4.21 21.7.3 (変更決定)	21.4.14 公開決定等の期間延長 21.5.7 第三者から異議申立て 21.5.11 公開の実施の停止 21.7.9 異議申立ての取下げ
			1	平成20年度文書収受票送簿のうち、第1570号を採番した部分(請求の内容の4に該当する公文書)	部分公開	第7条 第1号	0円	10円	市長 (国民健康保険課)	21.4.14	
				請求の内容の2に該当するもの	非公開	不存在					



### 第3 個人情報保護制度の実施状況

#### 1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成19年度末の個人情報取扱事務の届出件数は1,538件で、その後の平成21年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が26件（前年度26件）、変更の届出が49件（前年度40件）、廃止の届出が35件（前年度17件）あり、平成20年度末の届出件数は1,529件となっています（平成20年度末の届出件数＝平成19年度末の届出件数＋開始届出件数－廃止届出件数）。

なお、実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

表7 個人情報取扱事務の届出状況 （平成21年3月31日現在）

実施機関及び課	19年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	20年度届出件数			20年度末 の届出件数
			開始	変更	廃止	
市長	1,125		21	42	34	1,112
秘書課	12		1	3	2	11
広報広聴課	16		0	1	0	16
企画課	22	1	0	8	2	21
政策経営課	5		1	0	0	6
財政課	6		0	0	0	6
情報統計課	5	1	0	2	0	4
財産管理課	7		0	0	0	7
人権推進課	2		0	0	0	2
定額給付金室	-		1	0	0	1
文書法規課	13		0	1	0	13
人事研修課	28		1	2	0	29
契約課	8		0	0	0	8
総務管理課	14		0	0	0	14
工事検査課	3		0	0	0	3



市民税課	8		0	0	0	8
資産税課	10		0	0	0	10
納税課	4		0	0	0	4
市民課	25		1	1	0	26
北部出張所	0		0	0	0	0
南部出張所	0		0	0	0	0
地域活動推進課	22		0	1	0	22
危機管理課	21		2	1	0	23
くらし安心課	26		0	0	1	25
社会福祉課	25		2	1	0	27
障害福祉課	81		0	1	0	81
高齢介護課	51		6	1	2	55
国民健康保険課	42		2	0	0	44
市民健康課	71		0	3	22	49
児童福祉課	108		1	1	0	109
保育課	35		0	1	0	35
環境資源課	28		2	4	0	30
環境保全課	37		1	1	0	38
産業支援課	30		0	1	0	30
農政課	41		0	0	0	41
建設総務課	9		0	0	0	9
道路街路課	25		0	0	0	25
治水課	10		0	0	0	10
下水道課	9		0	3	0	9
営繕課	1		0	0	0	1
都市計画課	30		0	0	0	30
市街地整備課	19		0	1	0	19
再開発課	2		0	0	0	2
公園緑地課	11		0	0	0	11
開発指導課	6		0	0	0	6
建築住宅課	38		0	4	5	33
市立病院庶務課	60		0	0	0	60
市立病院医事課	40		0	0	0	40
出納課	9		0	0	0	9
消防本部総務課	11		0	0	0	11
消防本部予防課	19		0	0	0	19

	消防本部警防課	9		0	0	0	9
	消防本部指令課	5		0	0	0	5
	消防署本署	6		0	0	0	6
教	育 委 員 会	258		3	4	1	260
	総務課	38		0	0	0	38
	指導課	30		0	0	0	30
	学校課	45		0	1	0	45
	給食課	4		0	0	0	4
	生涯学習課	90		1	1	0	91
	体育課	29		0	2	0	29
	図書館	22		2	0	1	23
	選挙管理委員会	24		1	2	0	25
	公平委員会	4		0	0	0	4
	監査委員	3		0	0	0	3
	農業委員会	34		0	0	0	34
	固定資産評価審査委員会	2		0	0	0	2
	議 会	20		0	0	0	20
	土地開発公社	20		0	0	0	20
	越谷コミュニティセンター	34		1	1	0	35
	施設管理公社	14		0	0	0	14
<b>合</b>	<b>計</b>	<b>1,538</b>		<b>26</b>	<b>49</b>	<b>35</b>	<b>1,529</b>

〔20年度末の届出件数〕 = 〔19年度末の届出件数〕 + 〔開始〕 - 〔廃止〕

## 2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成20年度の目的外利用は783件で、外部提供は512件となっています。

なお、実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表8のとおりです。

表8 保有個人情報の目的外利用等の状況（平成21年3月31日現在）

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
市長		705	386
秘書課		4	5
広報広聴課		1	7
企画課		3	8
政策経営課		2	1
財政課		0	1
情報統計課		6	3
財産管理課		4	2
人権推進課		0	0
定額給付金室		0	0
文書法規課		0	9
人事研修課		2	10
契約課		0	0
総務管理課		0	2
工事検査課		0	3
市民税課		13	3
資産税課		15	2
納税課		10	4
市民課		15	15

北部出張所	0	0
南部出張所	0	0
地域活動推進課	2	3
危機管理課	10	4
くらし安心課	8	9
社会福祉課	57	13
障害福祉課	46	37
高齢介護課	54	15
国民健康保険課	36	24
市民健康課	22	20
児童福祉課	146	32
保育課	19	11
環境資源課	2	9
環境保全課	10	23
産業支援課	5	8
農政課	24	5
建設総務課	6	0
道路街路課	31	7
治水課	8	1
下水道課	9	3
営繕課	5	0
都市計画課	82	17
市街地整備課	11	10
再開発課	5	0
公園緑地課	3	0
開発指導課	3	1
建築住宅課	17	12
市立病院庶務課	0	16
市立病院医事課	2	24
出納課	0	0
消防本部総務課	2	3
消防本部予防課	4	1
消防本部警防課	0	0
消防本部指令課	1	0
消防署本署	0	3

教 育 委 員 会	4 1	7 5
総務課	6	1 0
指導課	1	7
学校課	2 2	1 5
給食課	0	0
生涯学習課	1 2	3 0
体育課	0	1 3
図書館	0	0
選挙管理委員会	7	8
公平委員会	2	1
監 査 委 員	1	2
農業委員会	1 4	6
固定資産評価審査委員会	1	0
議 会	0	8
土地開発公社	9	1 0
越谷コミュニティセンター	2	9
施設管理公社	1	7
<b>合 計</b>	<b>7 8 3</b>	<b>5 1 2</b>

### 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成20年度の保有個人情報の開示請求の件数は12件（平成19年度は11件）で、開示請求の対象となった公文書数は15文書（平成19年度は28文書）でした。

また、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表9、課別の処理状況は表10のとおりです。

表9 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 ( )内は平成19年度

実施機関	請求 件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	11	4	6	0	2	12
	(9)	(4)	(7)	(0)	(1)	(12)
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(2)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	1	0	1	1	0	2
	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
越谷コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施 設 管 理 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	12	4	7	1	2	14
	(11)	(5)	(8)	(1)	(1)	(15)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表 1 0 課別の処理状況

課 名		処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	企画課	0	1	0	0	1
	市民課	2	2	0	1	5
	くらし安心課	1	1	0	0	2
	開発指導課	0	0	0	1	1
	消防本部警防課	1	2	0	0	3
小 計		4	6	0	2	12
農 業 委 員 会		0	1	1	0	2
合 計		4	7	1	2	14

#### 4 不開示決定等の理由

不開示 1 件については、文書不存在によるものです。また、部分開示 7 件については、個人情報保護条例第 15 条第 1 号の第三者に関する情報、第 2 号の個人の評価等に関する情報、第 4 号の公共の安全等に関する情報及び第 6 号オの事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報に該当するとしたものです。

#### 5 開示請求の内容別件数及び個別の処理状況

開示請求の内容別件数は表 1 1、個別の処理状況は表 1 2 のとおりです。

表 1 1 開示請求の内容別件数

請 求 内 容	件 数
印鑑登録証明書交付申請書	3
相談記録（法律、消費生活等）	3
住民票の写し等の請求書	2
救急活動記録票	2
農地転用許可申請書	1
開発行為に係る事前相談書及び回答書	1

#### 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

平成 20 年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表12 個別の処理状況(5月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分				
1	20.5.2 1. 農地転用許可申請書(越谷市栗町三丁目番地に係る第3条・第5条許可) 2. 農地転用許可申請書(越谷市栗町三丁目番地に係る平成17年度の第5条許可)	4	農地法第3条の規定による許可申請書	部分開示	第15条第1号		1,230円	農業委員会	20.5.16	閲覧後、対象保有個人情報への写しを交付
				不開示	不存在					
			1. 農地法第5条の規定による許可申請書(平成 年 月 日受付第 号)。 ただし、申請者の実父(故人)以外の者の住民票・見積書・遺産分割協議書を除く 2. 農地法第5条の規定による許可申請書(平成 年 月 日受付第 号)。 ただし、申請者の実父(故人)以外の者の住民票・見積書・遺産分割協議書を除く 3. 農地法第5条の規定による許可申請書(平成 年 月 日受付第 号)。 ただし、申請者の実父(故人)以外の者の住民票・見積書を除く 4. 農地法第5条の規定による許可申請書(平成 年 月 日受付第 号)。 ただし、申請者の実父(故人)以外の者の見積書を除く							1. 対象保有個人情報(1のうち、申請者の実父(故人)以外の個人の印影、個人の電話番号、設計者(代理人)の印影、資金調達計画書の所要経費の額、資金調達計画の補償金内3割の内訳の額、氏相統合計の額、普通預金通帳の金融機関名(金融機関名が特定可能な意匠を含む)・店番号・口座番号・明細(補償金の部分を除く)、1階平面図、2階平面図、立面図 2. 対象保有個人情報(2のうち、申請者の実父(故人)以外の個人の印影、個人の電話番号、設計者(代理人)の印影、資金調達計画書の所要経費の額、資金調達計画の補償金内3割の内訳の額、氏相統合計の額、普通預金通帳の金融機関名(金融機関名が特定可能な意匠を含む)・店番号・口座番号・明細(補償金の部分を除く)、平面図、立面図 3. 対象保有個人情報(3のうち、申請者の実父(故人)以外の個人の印影、個人の電話番号、設計者(代理人)の印影、資金調達計画書の所要経費の額、資金内訳の額、残高証明書、金融機関名・店名・金融機関の印影・預金の種類・番号・金額 4. 対象保有個人情報(4のうち、申請者の実父(故人)以外の個人の印影、個人の電話番号、資金調達計画書の収入・支出の額、普通預金通帳の金融機関名(金融機関名が特定可能な意匠を含む)・店番号・口座番号・明細、自動車のナンバー
2	20.5.7 印鑑登録証明書交付申請書 (平成20年4月分)							市長 (市民課)		20.5.8 取下げ
3	20.5.12 住民票の写し等の請求書 (平成20年5月1日)	1	住民票等の請求申請書(平成20年5月1日)	部分開示	第15条第1号		10円	市長 (市民課)	20.5.21	
4	20.5.15 印鑑登録証明書交付申請書 (平成18年12月14日)	1	印鑑登録証明書交付申請書(平成18年12月14日)	開示			10円	市長 (市民課)	20.5.19	



請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
5 20.5.30	越谷市大字船渡における都市計画法の許可等に係る事前相談書とその回答書(平成18年2月15日以前のもの)						市長 (開発指導課)		20.6.3 取下げ、 情報公開 請求 (No.13) で対応

個別の処理状況(9月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
6 20.9.17	印鑑登録証明書交付申請書(平成20年6月から平成20年8月までの分)	1	印鑑登録証明書交付申請書(平成20年7月23日)	開示			市長 (市民課)	20.9.24	
7 20.9.25	消費生活相談カード	1	消費生活相談カード(受付番号)	部分開示	第15条 第6号 才	処理結果概要欄・メモ欄のうち、請求者に明らかでない事業者の記録の部分	市長 (くらし安心課)	20.10.9	

個別の処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
8 20.10.8	住民票の写し等の請求書(平成20年7月23日)	1	住民票の写し等職務上請求書(平成20年7月23日)	部分開示	第15条 第1号 第4号	・利用目的の種別欄2に記録された請求に際し明らかにならない事項 ・司法書士の職印の印影 ・使用者の印影	市長 (市民課)	20.10.22	
9 20.10.9	法律相談カード(平成 年 月 日、平成 年 月 日)	2	1.相談カード(平成 年 月 日整理番号) 2.相談カード(平成 年 月 日整理番号)	開示			市長 (くらし安心課)	20.10.16	

個別の処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
10 20.12.2	相談記録の全部	1	「H.~( )」	部分開示	第15条 第2号 第6号 才	相談員の所見・評価等の部分	市長 (企画課 男女共同参画 支援センター)	20.12.16	
							270円		

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
11 21.2.24	救急活動記録票(平成 月 日)	1	救急活動記録票(平成 月 日 累計 )	開示			20円		
								21.3.4	
							770円		

個別の処理状況(3月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
12 21.3.31	救急活動記録票(平成 月 日)	1	救急活動記録票(平成 月 日 累計 )	部分開示	第15条 第1号	通報者の氏名、性別、 電話番号	10円	21.4.7	

## 第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

### 1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています(表13)。

表13 審査会委員 (平成21年3月31日現在)

氏名	選任区分	役職名
右崎正博	識見を有する者	会長
茅沼英幸	識見を有する者	会長職務代理者
近藤勲	識見を有する者	

### 2 不服申立ての状況

平成20年度は、異議申立てはありませんでした。

なお、平成20年度における情報公開請求に対する部分公開決定(当初決定)について、対象公文書に係る第三者から平成21年5月7日に異議申立てがあったため、内容を再検討し、7月6日付けで当初決定の変更を請求者及び当該第三者に通知したところ、異議申立ては7月9日に取下げとなっています。

### 3 審査会の開催状況

平成20年度は、異議申立てがなかったため、審査会の開催はありませんでした。

## 第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

### 1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置された市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表14）。

表14 審議会委員 (平成21年3月31日現在)

氏名	選任区分	役職名
青木冷子	団体推薦	
深野秀樹	団体推薦	
村田奇一	団体推薦	
川俣薫	公募	
藤井マリ子	公募	
星野和枝	公募	
神谷園江	学識経験者	
河内智子	学識経験者	会長
塚田有祥	学識経験者	副会長
宮下毅	学識経験者	

### 2 審議会の開催状況

平成20年度は、審議会を1回開催し、実施機関から、防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供や、新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けました。

審議会の開催状況は、表15のとおりです。

表 1 5 審議会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成20年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供の報告について</li> <li>・ 平成19年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況の報告について</li> <li>・ 個人情報取扱事務の各種届出の報告について</li> </ul>

# 越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日〕  
〔条例第10号〕

改正 平成12年9月29日条例第37号 平成17年3月31日条例第1号

## 前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

## （目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

## （この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの
- (2) 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。
  - ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
  - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
  - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。



( 公開請求に対する決定等 )

第 1 1 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

( 公開決定等の期限 )

第 1 2 条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して 1 5 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して 6 0 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

( 公開決定等の期限の特例 )

第 1 3 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して 6 0 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等をする期限

( 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 )

第 1 4 条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの ( 以下「第三者」という。 ) に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の決定 ( 以下「公開決定」という。 ) に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 9 条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書 ( 第 1 7 条及び第 1 8 条において「反対意見書」という。 ) を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

( 公開の実施 )

第 1 5 条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して 3 0 日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

( 費用負担 )

第 1 6 条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

( 審査会への諮問 )

第 17 条 公開決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第 19 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

( 諮問をした旨の通知 )

第 18 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

( 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き )

第 19 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

( 公文書の管理 )

第 20 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

( 公文書の検索目録等の作成 )

第 21 条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

( 審議会への意見聴取 )

第 22 条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例(越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号)を除く。)の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日(以下「特例適用日」という。)以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例(平成17年条例第1号)の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則(平成12年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則 (平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

別表（第16条関係）

公開の区分	手数料
閲覧	1件名につき200円
視聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

# 越谷市個人情報保護条例

〔平成12年9月29日〕  
〔条例第40号〕

改正 平成17年3月31日条例第2号

## （目的）

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

## （実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

## （事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときには、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなけ

ればならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。



- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務の目的
  - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
  - (4) 個人情報の記録の項目
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。
- (利用及び提供の制限)
- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
  - (2) 目的外利用等をした理由
  - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
  - (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
  - (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。
- 2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

- 2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

( 保有個人情報の開示の請求 )

第 1 3 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求 ( 以下「開示請求」という。 ) をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満 1 5 歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

( 開示請求の手続き )

第 1 4 条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面 ( 以下「開示請求書」という。 ) を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者 ( 以下「開示請求者」という。 ) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

( 保有個人情報の開示義務 )

第 1 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 ( 以下「不開示情報」という。 ) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの

(3) 実施機関と国等 ( 国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。 ) との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
  - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報  
(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報が該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。  
(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。  
(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。  
(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しな

ればならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及

び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。  
(訂正、削除、目的外利用等の中止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等がされていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

5 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。  
(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正等を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。  
(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき(訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。  
(訂正決定等の期限)

第26条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。  
(費用負担)

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。  
(審査会への諮問)

第28条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。)又は訂正決定等(訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等をする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

( 諮問をした旨の通知 )

第 2 9 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者 ( 開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。 )

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者 ( 当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。 )

( 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き )

第 3 0 条 第 2 1 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定 ( 第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。 )

( 実施機関に対する苦情の処理 )

第 3 1 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

( 事業者に対する苦情の処理 )

第 3 2 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

( 区域内の事業者等への支援 )

第 3 3 条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

( 審議会への意見聴取 )

第 3 4 条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

( 実施状況の公表 )

第 3 5 条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

( 国又は他の地方公共団体との協力 )

第 3 6 条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。



(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等(越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)を除く。)の規定により個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。)の施行の

際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。  
(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
- 2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)
- 3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

## 越谷市長が保有する情報の提供に関する規程

〔平成19年4月16日〕  
訓令第6号

改正 平成20年5月12日訓令第7号

### （趣旨）

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。）第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。）第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

### （情報提供の基準）

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
  - (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等（以下「法令等」という。）に基づき公表した情報
  - (3) 慣行として公表している情報で、今後も公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
  - (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
  - (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報
- 2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

### （保有個人情報の本人への情報提供）

第4条 自己に関する保有個人情報が、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。

2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として越谷市情報公開センターにおいて収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

平成20年度  
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

---

発行 越谷市  
〒343-8501  
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
048-963-9136（直通）  
編集 越谷市情報公開センター

---

平成21年9月